

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
とやま地域共生型福祉推進特区	1003	就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和 ※就労継続支援B型: 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者が対象	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準で規定する、「20人以上」の人員を利用させることができることとされている規模要件を「5人以上」に緩和する。	就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和 ※就労継続支援B型: 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者が対象	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 等	F	平成25年中に結論	平成24年度に就労継続支援B型のアセスメントに係るモデル事業を実施、事業結果を踏まえ、平成25年中に結論を得る。	○就労継続支援B型については、雇用契約に基づく就労が真に困難な方に限られているものであって、事業の継続性、安定性の確保とともに事業経営の適正性を確保する観点から、利用者数の要件を課しているところであり、また、福祉的就労の在り方については、現在国会に提出した法案(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案)において障害者の就労の支援の在り方について法の施行後3年を目途に検討することとされていることから、現時点で要件を緩和し、小規模事業所の拡大を図ることについては極めて慎重に検討されるべきものと考えます。		c	・国においては、障害者の就労の見直しの方向性が示されていないが、本県提案の福祉的就労が、障害のある人の多様な就労の形態としてモデルケースになるものと考えており、3年後の制度の見直しを待つことなく特区制度により先行的に認めていただきたい。 ・地域共生ホーム(富山型デイサービス事業所)での実施を想定した要件緩和(20人以上から5人以上へ)の提案であり、小規模事業所を一般的に創設するものではない。 ・これまでの経緯(平成22年度構造改革特区において、通所介護事業所における就労継続支援B型を認定する提案に対し、事業実施主体がNPO法人まで拡大されたこと)を踏まえ、『基準該当』の要件緩和について、一律「20人以上」の人数要件を緩和するよう提案するものである。 ・そのねらいは、福祉サービスの提供現場が、スタッフの配置・環境から、障害者の就労訓練の場として可能性が大きく、効果が高いと判断するためである。また、通いながれた事業所で働くことで、事業者、本人、利用者とも顔なじみで継続雇用が期待できる。 ・これまでも、介護保険法の指定通所介護事業所で実施する障害児・者の受入れに対しては、障害者自立支援法の自立支援給付(基準該当生活介護等)の対象とされたところである。 ・障害者の自立へのプロセスとして、『基準該当』としてケアされていた障害者が、通所介護事業所で契約による雇用の前段階として基準該当就労継続支援B型の対象とすることは有効と考える。 ・利用者基準「20人」の根拠を示されて、20人を下回った場合、なぜ、事業の継続性、安定性の確保から問題があるのか金額、事業効果について定量的に説明いただきたい。 ・本県で提案している利用人数5人の場合は、次の試算により、継続性・安定性は問題ないと考えている。 ・給付費(年間) 5,850円/日×20日×12月×5人=7,020千円 ・給与費(職員2人) 3,000千円×2人=6,000千円 ・その他施設管理費(光熱水費等)等は、既存の施設で兼用 ・ものづくり(下請け)系は、ある程度の規模は必要であるが、労務の提供は少数でも実施可能である。必要経費は、上記のとおり、支援員の人員費程度である。	・利用者基準が「20人」の根拠・合理的な理由を厚生労働省は回答するべきと考える。 ・モデル事業が富山県の政策課題解決に寄与することを確認のうえ、解決につながるのであれば富山県において先行的・実証的に行うべきと考える。	III	
とやま地域共生型福祉推進特区	1005	通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に、通所介護事業所における宿泊や延長預かりに関する基準を追加し、当該サービスの提供を可能とする。併せて、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正し、通所介護事業所における障害者の受入を可能とする(基準該当)。	通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入	厚生労働省老健局振興課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等	D,F	-	-	○通所介護事業所において、宿泊サービスを提供することは現行でも以下のような事由から実施は可能である。 ・国が一律に規制や条件を付けているという事実はない。 ・基準該当ショートステイ事業所としての事業運営は可能である。 ・地域支援事業を活用することも可能である。 ○また、緊急時における宿泊サービスのニーズに対応するため、24年度報酬改定において、下記2点の対応を行ったところである。 ・24年度報酬改定において、ショートステイの不足、緊急時利用が困難という現状を踏まえ、デイサービス等に併設される基準該当短期入所生活介護の要件を緩和。(医師の配置不要、床面積10.65㎡→7.43㎡) ・短期入所生活介護において「緊急短期入所体制確保加算」「緊急短期入所受入加算」を創設。 ○さらに、平成24年度には新規事業である「地域ケア他職種協働推進等事業」において、家族介護者支援のために総合的に行う事業の一環として「デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行」を位置づけたところである。 ○なお、平成22年11月の社会保障審議会介護保険部会において、「利用者の処遇や安全面に考慮しつつ、慎重に検討を行うべき」との意見が出されたところであり、当該意見等を踏まえ、平成23年度には、デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査研究事業を実施しており、当該調査結果等を勘案しながら、今後どのような対応を行うべきか検討を進めることとしている。 ○通所介護事業所における障害者に対する基準該当短期入所の提供については、介護保険における結論をまっとう慎重に検討する必要がある。		c	①富山型デイの利用者が、家族介護者の病気等により急速宿泊サービスの提供が必要となった場合、なじみのないショートでは混乱する認知症高齢者等は顔なじみの介護職員による通所介護事業所(富山型デイ)での提供が適している。 ②介護保険部会における意見の「利用者の処遇や安全面に考慮」する必要があるからこそ、要介護者等が排せつの介護等を伴う宿泊サービスは、設備・職員要件が明確ではない介護保険外サービスではなく、介護保険制度として、利用者の安全を確保できる設備・職員要件を定め、適切に提供するべきであるとされている。 ③「お泊りデイ」については、当初介護保険制度に組み込むことを想定されていたもので、安全面等に課題があるため、制度に組み込みないという理由なのか、ご教示願いたい。 ④「お泊りデイ」の手法として、基準該当短期入所生活介護の要件である居室を静養室等に代替することについては、規制緩和として検討の可能性があると考える。	・本提案については厚生労働省の見解のとおり、規制はなく、現行で実施可能である。利用者の安全性等を考慮するのであれば、まずは富山県のできる範囲において、何らかの対策を講じていくべきではないかと考える。 ・富山県は、政策課題解決のため、なぜ本提案が必要不可欠なのかご説明いただく必要がある。	III	
とやま地域共生型福祉推進特区	1010	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正し、障害者の認知症グループホーム利用を、その定員の範囲内で可能とし、基準該当共同生活援助として自立支援給付の対象とする。	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 等	F	平成25年度中に結論	-	○現在、今国会に提出した法案(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案)においては、障害者の高齢化・重度化に対応して、共同生活居住における介護を柔軟に提供できるよう、ケアホームをグループホームに一元化し、平成26年度から施行することを盛り込んでいる。 ○これに併せて、現行の設備基準等を見直すことも検討しているところであり、今回の提案についても、今後、関係者の意見も聞きつつ、検討したいと考えている。		c	・本県においては、当事者からの需要があるため提案しているものであり、3年後の制度の見直しを待つことなく特区制度により先行的に認めていただきたい。 ・富山型共生グループホーム「双葉」のオープン以来(H21.12月)、インターネットを通じ、親子での入居を希望する問合せが、全国から22組(うち県外16組)あることから、ニーズは高い(現在3組入居中)。 ・障害者(多くは知的)を介護している保護者は、自分が将来、高齢に伴い認知症になった場合、その後の子ども世話を誰がしてくれるのか心配されている。これまで一緒に暮らしていた親子が離れ離れにならず、同じ空間、同じ環境の中で生活し続けられることが真の「共生」の意義である。 ・今後の超高齢化社会を迎える中でモデルとなるものであり、高齢者と障害者を区別せず、真に「共生」する住まいを確保することが必要と考える。 ・平成22年度構造改革特区の全国知事会共同提案に対する回答と同様、平成24年度中に結論を出すこととされているが、提案が認められれば、すぐにも取り組む意思のある事業所があるので、真の「地域共生社会」の実現のため、早期に認めていただきたい。	・認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入について、早期実現に向け、引き続き協議されたい。 ・厚生労働省の見解にある現行の設備基準等を見直す場合には、富山県の意見を十分に反映されたい。	III	
とやま地域共生型福祉推進特区	1011	障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に、障害者グループホーム、ケアホームの増改築等に対する補助の取扱いを明確に位置付け、制度を恒久的なものとする。	障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	-	E	-	-	○グループホーム等の改築等に対する補助については、障害者自立支援対策臨時特例交付金のうちの1メニューである障害者自立支援基盤整備事業で対応しているところであるが、この事業は平成24年度までとなっているので、24年度以降の対応について、真に必要なかどうか、今後、慎重に検討する必要があると考えます。		b	・障害者グループホームの整備が促進されるよう、現行の基金事業の成果を踏まえ、基金事業終了後も改築等に対して助成されるよう改善願いたい。	富山県が、年度ごとに必要な所要額について、厚生労働省への予算要求を検討するとともに、事業の拡大実施に向けて引き続き検討していく。	IV	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
とやま地域共生型福祉推進特区	1003	就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和 ※就労継続支援B型:通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者が対象		C	-	-	指定自治体からは、高齢者へのデイサービスに関する業務を少人数の障害者が福祉的就労として提供することができるよう、現在、20名以上と省令で定められている就労継続支援B型事業所の定員要件について、5名以下も可能とするよう提案いただいている。 このため、複数のデイサービス事業所での少人数の障害者による就労を全体として一つの事業所による施設外就労として取り扱うなど、就労継続支援B型の施設外就労の人数要件等を緩和することで、提案内容を実質的に実現する方向で指定自治体と調整中。 なお、就労支援に係る障害福祉サービスの定員要件はサービス体系の根幹に関わるものであり、障害者の就労支援の在り方については今回の法案施行後に検討する旨の規定を置いている状況の中で、サービス体系を見直すことにつながる定員要件の緩和は困難である。	a	提示いただいた代替案は、本県の提案内容を実質的に実現できる方向のものであり、小規模な富山型デイサービス事業者にとっても概ね了解が得られる案であると考えている。 引き続き関係者と具体の調整を行ってまいりたい。 なお、制度実施後、支障が出てきた場合、その段階で協議させていただきたい。	C	自治体の要望は実施可能となる見込みであるため協議終了。自治体は取組の実現に向けて関係者との調整を行い、代替案を実施すること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、厚生労働省と改めて協議を行うこととする。	I
とやま地域共生型福祉推進特区	1005	通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入	O	D	-	-	○通所介護事業所で宿泊サービスを提供することについては、現行でも規制がない。通所介護と短期入所生活介護いずれかの基準に合致していないからといって、事業の実施が不可能となるわけではなく、基準該当短期入所生活介護の規制緩和をしなくても、御提案の事業は実施可能である。 ○また、基準該当短期入所生活介護の要件である居室については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、「厚生労働省令で定める基準を標準とするもの」と整理されているため、法令の「標準」を通常よりべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容される。	a	提示いただいた見解によれば、基準該当短期入所生活介護における居室の要件を条例で具体的に定めることにより、臨時応急時に通所介護事業所において、介護保険給付による宿泊サービス提供が可能となり、本県の提案が実現できる方向のものであると考えている。	D		I
とやま地域共生型福祉推進特区	1010	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入		C	-	-	認知症対応型共同生活介護事業所において障害者を受け入れることについては、認知症高齢者と障害者のグループホームの間で居間や食堂等を共有できるようにすることで、提案内容を実質的に実現する方向で指定自治体と調整中。	a	厚生労働省との協議では、居室以外の設備を共有できるということで調整しており、提示いただいた代替案は、概ね本県の提案が実現できる方向のものであると考えている。 引き続き関係者と具体の調整を行ってまいりたい。 なお、制度実施後、支障が出てきた場合、その段階で協議させていただきたい。	C	自治体の要望は実施可能となる見込みであるため協議終了。自治体は取組の実現に向けて関係者との調整を行い、代替案を実施すること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、厚生労働省と改めて協議を行うこととする。	I
とやま地域共生型福祉推進特区	1011	障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善							E	厚生労働省より実施しないとの見解が示されたことについて、自治体は了解し、年度ごとの予算要求にて対応することとしたため協議終了。	IV	